

令和4年5月号

交通安全テスト

(中学・高校生用)

正しいものには○、間違っているものには×を記入してください。

- ① 周囲に注意して友達と携帯電話で通話しながら運転した。

☐

- ② 歩道と車道の区別がある道路では、自転車は車道の右端を走行する。

☐

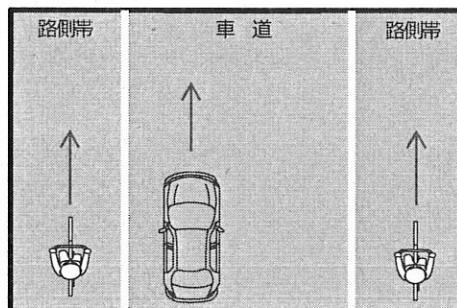
- ③ 下の標識は「一時停止」しなければならないという意味の標識であるが、対象は自動車とバイクだけである。

☐

- ④ 大阪府警察には、交通安全に関する情報等を配信している SNS がある。

☐

- ⑤ 下図の道路を自転車で走行する際、路側帯（道路の端の白色1本線の内側）内であればどちら側を走行してもよい。

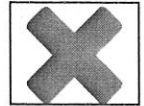
☐

交通安全テスト解説 (中学・高校生用)

- ① 周囲に注意して友達と携帯電話で通話しながら運転した。

★解説★

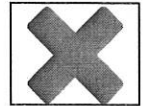
携帯電話を使用しながらの運転は法律違反であり、また、周囲に注意していれば良いということではなく、大変危険ですので絶対にやめましょう。



- ② 歩道と車道の区別がある道路では、自転車は車道の右端を走行する。

★解説★

自転車は、車と同じ「車両」に分類されているので、歩道と車道の区別がされている道路では原則、車道の左端を走行しなければなりません。



- ③ 下の標識は「一時停止」しなければならないという意味の標識であるが、対象は自動車とバイクだけである。

★解説★

自動車とバイクだけでなく自転車も従わなければなりません。
この標識がある場所では、一時停止をして左右から車が来ないか、しっかり安全確認をしましょう。



- ④ 大阪府警察には、交通安全に関する情報等を配信している SNS がある。

★解説★

大阪府警察では、交通安全に関する情報をLINE・YouTube等で配信しています。

交通安全に役立つ情報がたくさんありますので、是非登録してチェックしてみてください！



LINE

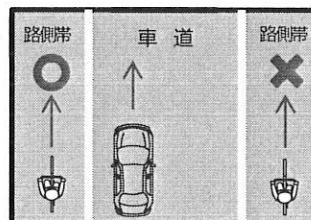
YouTube



- ⑤ 下図の道路を自転車で走行する際、路側帯（道路の端の白色1本線の内側）内であればどちら側を走行してもよい。

★解説★

道路の左側の路側帯は走行できますが、右側の路側帯は通行することができません。



<交通安全テスト>

令和4年5月号

解答・解説 (中・高校生用)

① 周囲に注意して友達と携帯電話で通話しながら運転した。【×】

A：携帯電話（スマートフォン）を手にとって通話したり、表示されたゲーム等の画像を見ながら自転車を運転する行為は道路交通法違反に該当します。

- 道路交通法 第70条（安全運転の義務）

車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

- 道路交通法 第71条（運転者の遵守事項（抜粋））

車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

6 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

- 大阪府道路交通規則 第13条（運転者の遵守事項（抜粋））

道路交通法第71条第6号の規定により車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

3 携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。

- 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

自転車に乗る場合は、危険な走り方を避けるとともに、側方や後方の車の動きにも十分注意しましょう。

(11) スマートフォンなどの携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすることによる片手での運転や、ヘッドホンの使用などによる周囲の音が十分聞こえないような状態での運転は、不安定になったり、周囲の交通の状況に対する注意が不十分になるのでやめましょう。

<指導のポイント>

携帯電話（スマートフォン）を使用しながらの運転は、道路交通法違反に該当します。

また、携帯電話を使用しながらの脇見運転は非常に危険で、大きな事故につながる恐れがあるので、絶対にやめましょう。

② 歩道と車道の区別がある道路では、自転車は車道の右端を走行する。【×】

A：自転車は、車と同じ「車両」に分類されているので、歩道と車道の区別がある道路では車道の左端を通行しなければなりません。

- 道路交通法 第17条（通行区分（抜粋））

第1項 車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第47条第3項若しくは第48条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。

第4項 車両は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては、車道。以下第9節の2までにおいて同じ。）の中央（軌道が道路の側端に寄って設けられている場合におい

ては当該道路の軌道敷を除いた部分の中央とし、道路標識等による中央線が設けられているときはその中央線の設けられた道路の部分を中心とする。以下同じ。) から左の部分(以下「左側部分」という。)を通行しなければならない。

● 道路交通法 第18条第1項(左側寄り通行等(抜粋))

車両(トロリーバスを除く。)は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあつては道路の左側に寄って、軽車両にあつては道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。ただし、追越しをするとき、第25条第2項若しくは第34条第2項若しくは第4項の規定により道路の中央若しくは右側端に寄るとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

<指導のポイント>

自転車は道路交通法上「軽車両」に分類され、車と同じ「車両」の一種です。

歩道と車道の区別がある道路では、車道の左端を通行しましょう。

③ 下の標識は「一時停止」しなければならないという意味の標識であるが、対象は自動車とバイクだけである。【×】

A: 一時停止標識がある場所は、自転車も一時停止しなければなりません。

● 道路交通法 第43条(指定場所における一時停止(抜粋))

車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前(道路標識等による停止線が設けられていない場合にあつては、交差点の直前)で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第36条第2項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節3(交差点の通り方(抜粋))

(2) 信号機などによる交通整理が行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。

ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。

イ 交差点に入るときは、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通りましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

<指導のポイント>

一時停止標識は、周りが見えにくい危険な交差点等に設置されています。

自転車運転中はもちろん、歩行中에서도立ち止まって必ず左右の安全確認を行ってから通行しましょう。

④ 大阪府警察には、交通安全に関する情報等を配信している SNS がある。【○】

A: 大阪府警察では、交通安全に関する情報を LINE や YouTube 等で配信しています。

交通安全に役立つ情報がたくさんありますので、是非登録して日々の交通安全に活用してください。



LINE

YouTube



⑤ 下図の道路を自転車で走行する際、路側帯（道路の端の白色1本線の内側）内であればどちら側を走行してもよい。【×】

A：自転車は、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することはできるが、右側部分の路側帯を通行することはできません。

● 道路交通法 第17条第1項（通行区分（抜粋））

車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。

● 道路交通法 第17条の2（軽車両の路側帯通行）

・ 第1項

軽車両は、前条第1項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側部分に設けられた路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によって区画されたものを除く。）を通行することができる。

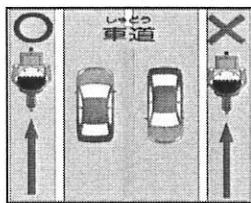
※ 自転車で道路の右側部分の路側帯を通行すれば通行区分違反になります。

・ 第2項

前項の場合において、軽車両は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。

<指導のポイント>

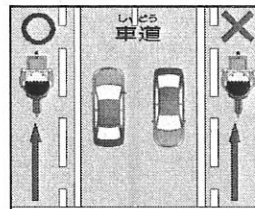
路側帯は3種類あります。



※ 路側帯

（白い1本線）

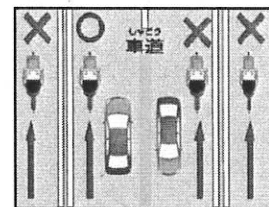
左側の路側帯は通行できる。



※ 駐停車禁止路側帯

（白い1本線と破線）

左側の路側帯は通行できる。



※ 歩行者用路側帯

（白い線が2本）

通行できない。

車道の左端を走りましょう。